

環境規発第 2002251 号
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

優良産廃処理業者認定制度の運用について (通知)

産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる業は広い意味でのインフラであり、産業廃棄物処理業者が地域社会と連携しつつ、その社会的地位を向上させることは、循環型社会の構築に向けて重要であり、このような認識の下、「平成 30 年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、令和元年 5 月 29 日に中央環境審議会循環型社会部会に報告されたところである。

この報告書の内容も踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 5 号）が令和 2 年 2 月 25 日に公布され、その一部は同日から施行されることとなった。

については、同令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）のうち、公布の日に施行される部分について、留意すべき事項を次のとおりお知らせするので、優良産廃処理業者（優良認定基準（規則第 9 条の 3、第 10 条の 4 の 2、第 10 条の 12 の 2 及び第 10 条の 16 の 2 に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者をいう。以下同じ。）認定制度の運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

現に優良産廃処理業者ではない者として許可を受けている者が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことについては、「許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付

与について」(平成 25 年 8 月 27 日付け環産産発第 13082712 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」(平成 30 年 6 月 8 日付け環循規発第 1806081 号当職通知)において、一定の場合に限り認めるべき旨を示してきたところである。

今般、優良産廃処理業者の制度の活用を更に促す観点から、場合を限らず、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことを認めることとしたので、以後はそのように取り扱われたい。なお、現に優良産廃処理業者として許可を受けている者が更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を受けることも、原則として差し支えない。

認定を受ける際に、遵法性に係る優良認定基準(規則第 9 条の 3 第 1 号、第 10 条の 4 の 2 第 1 号、第 10 条の 12 の 2 第 1 号及び第 10 条の 16 の 2 第 1 号)については、原則として従前の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことが必要となるが、更新期限の到来を待たずして申請を行う場合には、従前の許可の有効期間が 5 年に満たないときがあるところ、そのようなときは直近の 5 年間に特定不利益処分を受けていないことが必要となる。この 5 年間は連続して許可を受け続けている必要がある(その途中で許可の更新があることは差し支えない。)ため、いまだ最初の許可を受けてから 5 年に満たない者が更新期限の到来を待たずに優良産廃処理業者として許可を受けることはできないことに留意されたい。

なお、更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を行った場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から 7 年間となるので念のため申し添える。